

### 選挙人名簿の抄本の閲覧の申立てを拒否できる場合

#### ◇ 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）（抄）

（通報及び閲覧等）

#### 第二十九条 （略）

2 市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日の公示又は告示の日から選挙の期日後五日に当たる日までの間を除き、選挙人名簿の抄本（第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて選挙人名簿を調製している市町村の選挙管理委員会にあつては、当該選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類）を閲覧に供し、その他適當な便宜を供与しなければならない。

#### 3 （略）

市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿の正確性を期するために選挙人名簿の抄本を閲覧に供することを義務付けられており、この目的とはおよそ無関係に閲覧を求められた場合には、これを拒むことができることとされている。

例えば、営利目的に使用するための閲覧や不当な目的に使用するための閲覧の申立ては拒むことができる。

なお、選挙運動に用いることを目的として閲覧の申立てがあった場合には、直接名簿の正確性を期することは言い難いが、事柄の性質上、選挙人名簿により選挙人を把握することに合理性、必然性が認められること（地方選挙においては、選挙運動用文書図画の颁布は通常葉書の郵送に限定されており、選挙人にとって、候補者の情報が送られてくることも重要）に加え、それが名簿の正確性確保に資する面もあることから、このような場合も閲覧の対象となるものである。

参考までに、選挙人名簿の閲覧が認められるものと認められないものの主な例を示すと、以下のとおりとなる。

#### 【閲覧が認められるもの】

- ・ 選挙人が自己又は特定の者につき登録の有無を確認するための閲覧
- ・ 候補者等が選挙運動又は政治活動を行うための閲覧
- ・ 公共目的の世論調査のための閲覧

#### 【閲覧が認められないもの】

- ・ 営利を目的とした閲覧
- ・ ダイレクトメール、市場調査のための閲覧
- ・ 差別的目的をもって特定の地域について閲覧（「不当な目的」で拒否）